



5月5日19時00分公表

令和5年5月5日
内閣府（防災担当）

永田クラブ、経済研究会、国土交通記者会へ公表

令和5年石川県能登地方を震源とする地震にかかる 災害救助法の適用について

1. 災害の概要

令和5年石川県能登地方を震源とする地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、石川県は2市1町に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【石川県】 輪島市 (わじまし) 珠洲市 (すずし) 鳳珠郡能登町 (ほうすぐんのとちよう)	5月5日	石川県能登地方を震源とする地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用

2. これまでにとられた措置

- ・避難所の設置 等

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者生活再建担当）付

阿部、安東、吉末、高橋、佐藤

TEL 03-5253-2111（内線51276）

03-3503-9394（直通）